

○福島県工業用水道条例

昭和三十七年三月三十一日

福島県条例第二十七号

福島県工業用水道条例をここに公布する。

福島県工業用水道条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 給水の決定（第四条—第八条）
- 第三章 給水（第九条—第十八条）
- 第四章 給水工事及びその費用の負担（第十九条—第二十二条）
- 第五章 工業用水道料金等（第二十三条—第二十八条）
- 第五章の二 量水器使用料等（第二十八条の二・第二十八条の三）
- 第六章 雑則（第二十九条—第三十二条）

附則

第一章 総則

（この条例の趣旨）

第一条 県の経営する工業用水道の管理及び県が供給する工業用水の料金その他の供給条件に関しては、この条例の定めるところによる。

（昭四一条例七五・全改、昭四四条例一・一部改正）

（用語の意義）

第二条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給水施設 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに附属する器具並びに量水器をいう。
- 二 受水装置 受水管、受水槽<sup>そう</sup>その他受水のための設備をいう。
- 三 予定使用水量 二十四時間均等に使用するものとした場合における一日当たりの使用予定の水量をいう。
- 四 基本使用水量 第六条第二項の規定により決定された一日当たりの計画使用水量をいう。
- 五 特定使用水量 第八条第三項の規定により決定された一日当たりの計画使用水量をいう。

六 超過使用水量 一時間当たりの実使用水量が基本使用水量(第八条第三項の規定により特定使用水量が決定されているときは、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量)の二十四分の一をこえる場合における当該こえる水量をいう。

(昭四一条例七五・一部改正)

### 第三条 削除

(昭四四条例一)

## 第二章 給水の決定

(給水対象)

第四条 工業用水の供給を受けることができる者は、給水区域内において工業を営む者であつて、予定使用水量が六百立方メートル以上のものその他管理者が特に必要があると認めるものとする。

(昭四一条例七五・昭四四条例一・平三一条例四四・一部改正)

(給水の申込み)

第五条 工業用水の供給を受けようとする者は、予定使用水量及び給水開始希望期日を定め、管理者に申し込まなければならない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(給水の決定等)

第六条 管理者は、前条の規定により給水の申込みを受けた場合において、当該申込者が第四条の規定に該当する者であると認めるときは、給水能力を有する限り、工業用水を供給することとするものとする。

2 管理者は、前項の規定により工業用水を供給することとしたときは、あわせてその者にかかる基本使用水量及び給水開始期日を決定しなければならない。この場合において、基本使用水量は、二十四時間均等に給水するものとして決定するものとする。

3 管理者は、第一項の規定により工業用水を供給することとし、並びに前項の規定により基本使用水量及び給水開始期日を決定したときは、すみやかに当該申込者と給水に関する契約を締結するものとする。

(昭四一条例七五・一部改正)

(基本使用水量の変更)

第七条 工業用水の供給を受ける者(以下「使用者」という。)は、基本使用水量をこえる水量の受水を必要とするときは、基本使用水量の増量を申し込むことができる。

2 基本使用水量の減量は、管理者が特に必要があると認める場合を除き、これを認めない

ものとする。

- 3 前二条の規定は、第一項の規定により基本使用水量の増量の申込みをする場合及び当該申込みを受けた場合について準用する。

(昭四一条例七五・一部改正)

(特定使用水量)

第八条 管理者は、工業用水道の給水能力に一定期間余裕があると認めるときは、その期間を限り、基本使用水量をこえて給水することができる。

- 2 基本使用水量をこえる水量の受水を希望する者は、当該基本使用水量をこえる水量について受水希望期間及び予定使用水量を定め、管理者に申し込まなければならない。
- 3 第六条の規定は、前項の規定による申込みを受けた場合について準用する。この場合において、第六条第二項及び第三項中「基本使用水量」とあるのは「特定使用水量」と、「給水開始期日」とあるのは「給水期間」と読み替えるものとする。

(昭四一条例七五・一部改正)

### 第三章 給水

(水質基準)

第九条 磐城工業用水道又は相馬工業用水道から供給する工業用水の水質基準は、次のとおりとする。

- 一 水温は、二十五度以下とする。
  - 二 濁度は、十五度以下とする。
  - 三 水素イオン濃度は、水素指数六・〇以上八・五以下とする。
- 2 勿来工業用水道又は小名浜工業用水道から供給する工業用水については、それぞれの取水地点において取水した原水の水質をもつて、水質基準とする。

(昭三九条例七六・全改、昭四四条例六七・昭四七条例二三・昭五九条例二五・昭六〇条例二五・平四条例五七・平九条例四五・平一〇条例三一・平一七条例一二三・令四条例二九・一部改正)

(給水の停止又は制限)

第十条 工業用水の供給は、常時行なうものとする。ただし、管理者は、次の各号に掲げる場合は、給水を停止し、又は制限することができる。

- 一 非常災害その他不可抗力により給水することができない場合
- 二 工業用水道施設についてその拡張、改良、修繕等の工事を行なうため給水することができない場合

2 管理者は、前項第二号に掲げる事由により給水を停止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、その日時及び区域並びにその理由を使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、この限りでない。

3 給水の停止又は制限により使用者が損害を受けても、県は、その責に任じない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(受水の廃止又は休止)

第十一条 使用者は、受水を廃止し、又は六月以上の期間にわたり受水を休止しようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(用途制限)

第十二条 使用者は、受水した工業用水を工業の用以外の用途に供してはならない。ただし、消防の用に供する場合は、この限りでない。

(譲渡の承認)

第十三条 使用者は、受水した工業用水を他に譲渡しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(受水槽<sup>そう</sup>の設置)

第十四条 使用者は、常時均等に受水するため、受水槽<sup>そう</sup>を設置しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(受水装置の検査)

第十五条 管理者は、給水の適正を確保するために必要な限度において、その指定する職員をして、受水装置を検査させることができる。

2 前項の規定により受水装置の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(措置の指示)

第十六条 管理者は、給水の適正を確保するために必要があると認めるときは、使用者に対し、受水装置について改良、修繕その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(昭四一条例七五・一部改正)

(使用水量の測定等)

第十七条 使用水量は、量水器により管理者が測定する。ただし、量水器が故障したとき、その他これにより使用水量を測定することができないときは、管理者が認定する。

2 前項の規定による使用水量の測定及び認定の方法については、管理者が定める。

(昭四一条例七五・一部改正)

(量水器の検査の請求)

第十八条 使用者は、量水器の機能について異常があると認めるときは、管理者に対し、当該量水器の機能の検査を請求することができる。

(昭四一条例七五・一部改正)

#### 第四章 給水工事及びその費用の負担

(給水施設の新設工事の主体)

第十九条 工業用水を供給するために必要となる給水施設の設置に関する工事は、県が行なう。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(給水施設の移転等の工事の主体)

第二十条 給水施設の移転、増設、改造又は撤去（以下「移転等」という。）に関する工事は、使用者の申出により、県が行なう。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(給水施設の修繕の請求)

第二十一条 使用者は、給水施設に異常があると認めるときは、遅滞なく、修繕その他の必要な措置を講ずべきことを管理者に請求しなければならない。

(昭四一条例七五・一部改正)

(給水施設の新設の場合の費用の負担)

第二十一条の二 第十九条の規定による給水施設の設置に関する工事に要する費用は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により使用者に負担させる費用の算出方法については、管理者が定める。

3 第一項の規定により使用者に負担させる費用については、管理者は、当該工事の状況その他の事情により、その一部を免除することができる。

(昭三九条例七六・追加、昭四一条例七五・平三一条例四四・一部改正)

(給水施設の移転等の場合の費用の負担)

第二十二條 第二十条の規定による申出に基づいて行なう給水施設の移転等に関する工事に要する一切の費用は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により使用者に負担させる費用の算出方法については、管理者が定める。

(昭三九条例七六・昭四一条例七五・平三一条例四四・一部改正)

#### 第五章 工業用水道料金等

(工業用水道料金の種別等)

第二十三條 使用者は、次条から第二十六条までの規定により算出した額に百分の百十を乗じて得た金額(その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を工業用水道料金として納めなければならない。

2 工業用水道料金の料率は、一立方メートル当たり別表第一のとおりとする。

3 工業用水道料金は、管理者の発行する納入通知書により、毎月末日(その日が民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十二条に規定する休日、土曜日又は十二月三十一日(以下「休日等」という。))に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日)までに、その前月の初日から末日までの分を一括して、納めなければならない。

(昭三九条例七六・昭四一条例七五・昭四四条例六七・昭四七条例二三・昭四八条例七四・昭四八条例七九・昭五〇条例二二・昭五一条例三二・昭五六条例二五・昭五九条例二五・昭六〇条例二五・昭六一条例六四・昭六三条例三一・平元条例五三・平三条例三一・平四条例五七・平六条例四〇・平九条例四五・平一一条例二七・平二五条例一一五・平三一条例四四・一部改正)

(基本料金及び特定料金の額の算出方法)

第二十四條 基本料金(基本使用水量に係る料金をいう。以下同じ。)の額は、基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に別表第一の基本料金の料率の欄に規定する料率を乗じて得た金額とする。

2 特定料金(特定使用水量に係る料金をいう。以下同じ。)の額は、特定使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に別表第一の特定料金の料率の欄に規定する料率を乗じて得た金額とする。

3 第六条第二項の規定による給水開始期日又は第八条第三項の規定による給水期間の始期若しくは終期(以下この項において「当該期日」という。)が月の中途である場合における基本料金又は特定料金の額は、前二項の規定にかかわらず、基本使用水量又は特定使用水量に当該期日から当該期日の属する月の末日までの日数又は当該期日の属する月の初日から当該期日までの日数を乗じて得た水量に別表第一の基本料金の料率の欄又は特

定料金の料率の欄に規定する料率を乗じて得た金額とする。

- 4 前三項の場合において、一日の実使用水量が基本使用水量（第八条第三項の規定により特定使用水量が決定されているときは、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量。以下この項において同じ。）に満たない場合においても、工業用水道料金の額の計算については、基本使用水量の全部を使用したものとみなす。

（昭四一条例七五・昭六三条例三一・平六条例四〇・一部改正）

（超過料金の額の算出方法）

第二十五条 超過料金（超過使用水量に係る料金をいう。以下同じ。）の額は、その月における超過使用水量の合計量に別表第一の超過料金の料率の欄に規定する料率を乗じて得た金額とする。

（昭四一条例七五・昭六三条例三一・平六条例四〇・一部改正）

（工業用水道料金の減額）

第二十六条 第十条第一項の規定により給水を停止し、又は制限した場合においては、第二十四条第一項の規定により算出した基本料金の額（第八条第三項の規定により特定使用水量が決定されているときは、基本料金の額に第二十四条第二項の規定により算出した特定料金の額を加えた額）から、次の各号に掲げる水量について、一立方メートル当たり別表第二に定める額の割合で計算した額を減額するものとする。

一 給水を停止した場合にあつては、基本使用水量（第八条第三項の規定により特定使用水量が決定されているときは、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量。次号において同じ。）の二十四分の一の水量に当該停止に係る時間数を乗じて得た水量

二 給水を制限した場合にあつては、基本使用水量の二十四分の一の水量に当該制限に係る時間数を乗じて得た水量から、当該制限に係る時間内に受水した水量を減じて得た水量

- 2 使用者が第十一条の規定により届け出て受水を休止した場合においては、第二十四条第一項の規定により算出した基本料金の額から、管理者に届け出た休止水量にその月に属する受水休止中の日数を乗じて得た水量について、一立方メートル当たり別表第三に定める額の割合で計算した額を減額するものとする。

- 3 前二項に定める場合のほか、管理者は、特にその必要があると認めるときは、相当と認める額を減額することができる。

（昭三九条例七六・昭四一条例七五・昭四四条例六七・昭四七条例二三・昭四八条例七四・昭四八条例七九・昭五〇条例二二・昭五一条例三二・昭五六条例二五・昭

五九条例二五・昭六〇条例二五・昭六三条例三一・平三条例三一・平四条例五七・平六条例四〇・平九条例四五・一部改正)

(督促)

第二十七条 管理者は、第二十三条第三項に規定する納期限（以下「納期限」という。）までに工業用水道料金を納付しない使用者に対し、期限を指定して、督促状によりこれを督促しなければならない。

(平一条例二七・全改)

(延滞金)

第二十八条 前条の規定による督促をした場合においては、当該督促に係る使用者から、当該督促に係る工業用水道料金の額（以下この条において「滞納額」という。）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額（その額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）の延滞金を徴収する。この場合において、滞納額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあつた滞納額を控除した額とする。

(昭四一条例七五・昭四五条例四六・昭五二条例二〇・平一条例二七・一部改正)

## 第五章の二 量水器使用料等

(量水器使用料)

第二十八条の二 使用者は、量水器使用料を納めなければならない。

2 量水器使用料の額は、一月（給水施設の設置若しくは移転等に関する工事により、又は第十条第一項の規定により給水を停止し、若しくは使用者が第十一条の規定により届け出て受水を廃止し若しくは休止したことにより、量水器の実使用日数が一月に満たない場合においても、量水器使用料の額の計算については、一月とする。）につき、次のとおりとする。

量水器の型式	量水器使用料の額
超音波型	一個につき三万三千元
電磁型	一個につき三万三千元

3 量水器使用料は、管理者の発行する納入通知書により、毎月末日（その日が休日等当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに、その前月分を納めなければならない。



4 管理者は、特にその必要があると認めるときは、量水器使用料について適当と認める額を減額し、又はその納付を免除することができる。

(昭三七条例三五・追加、昭三九条例七六・昭四一条例七五・昭五二条例二〇・昭六〇条例二五・昭六一条例六四・平元条例五三・平九条例四五・平一条例二七・平二五条例一一五・平三一条例四四・一部改正)

(督促及び延滞金に関する規定の準用)

第二十八条の三 第二十七条及び第二十八条の規定は、量水器使用料について準用する。

(昭三七条例三五・追加、平一条例二七・一部改正)

## 第六章 雑則

(給水停止処分)

第二十九条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- 一 第十二条の規定に違反して、受水した工業用水を工業の用以外の用途に供したとき。
- 二 第十三条の規定に違反して、管理者の承認を受けずに受水した工業用水を他に譲渡したとき。
- 三 第十四条の規定に違反して、受水槽を設置しないとき。
- 四 正当な理由がないにもかかわらず、第十五条第一項の規定による受水装置の検査を拒否したとき。
- 五 正当な理由がないにもかかわらず、第十六条の規定による指示に従わないとき。
- 六 工業用水道料金又は量水器使用料を納期限後三十日を経過するもなお納付しないとき。

2 管理者は、前項の規定により給水を停止した場合において、特にその必要があると認めるときは、第二十六条第二項の規定の例により、工業用水道料金を減額することができる。

(昭三七条例三五・昭四一条例七五・平一条例二七・一部改正)

(過料)

第三十条 詐欺その他不正の行為により工業用水道料金又は量水器使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(昭三七条例三五・平一二条例一五一・一部改正)

(地方公共団体の経営する水道事業への給水)

第三十一条 管理者は、工業用水道の給水能力に余裕があり、かつ、特にその必要があると

認めるときは、第四条の規定にかかわらず、水道事業の用に供する原水として、水道事業を経営する地方公共団体に、工業用水を供給することができる。

- 2 第五条から第十二条まで及び第十四条から前条までの規定は、前項の規定により工業用水を供給する場合について準用する。この場合においては、第十二条及び第二十九条第一項第一号中「工業の用」とあるのは「水道事業の用に供する原水」と読み替えるものとする。

(昭四一条例七五・昭四四条例六七・昭四七条例二三・昭四八条例七四・昭五一条例三二・一部改正)

(管理者への委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭四一条例七五・一部改正)

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(令五条例五五・旧附則・一部改正)

- 2 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、工業用水道料金の一立方メートル当たりの料率は、別表第一に規定する料率に、その料率に対応する附則別表第一に規定する料率を加えて得た料率とする。

(令五条例五五・追加)

- 3 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、第十条第一項の規定により給水を停止し、又は制限した場合における、工業用水道料金を減額する額の一立方メートル当たりの割合は、別表第二に規定する額の割合に、その額の割合に対応する附則別表第二に規定する額の割合を加えて得た額の割合とする。

(令五条例五五・追加)

- 4 令和六年一月一日から令和八年三月三十一日までの間において、使用者が第十一条の規定により届け出て受水を休止した場合における、工業用水道料金を減額する額の一立方メートル当たりの割合は、別表第三に規定する額の割合に、その額の割合に対応する附則別表第三に規定する額の割合を加えて得た額の割合とする。

(令五条例五五・追加)

附則別表第1 (附則第2項関係)

(令5条例55・追加)

区分	基本料金の料率	特定料金の料率	超過料金の料率
磐城工業用水道	0.90円	0.90円	1.80円
勿来工業用水道	いわき市南台 の給水区域	2.70円	5.40円
	いわき市南台 以外の給水区域	0.90円	1.80円
小名浜工業用水道	0.90円	0.90円	1.80円

附則別表第2（附則第3項関係）

（令5条例55・追加）

区分	第10条第1項第1号に掲げる事由に係るもの	第10条第1項第2号に掲げる事由に係るもの
磐城工業用水道	0.09円	0.90円
勿来工業用水道	いわき市南台 の給水区域	0.88円
	いわき市南台 以外の給水区域	0.33円
小名浜工業用水道	0.17円	0.90円

附則別表第3（附則第4項関係）

（令5条例55・追加）

磐城工業用水道		0.09円
勿来工業用水道	いわき市南台の給水 区域	0.88円
	いわき市南台以外の 給水区域	0.33円
小名浜工業用水道		0.17円

別表第1（第23条—第25条関係）

（平9条例45・全改、平10条例31・平17条例123・平18条例44・平25条例39・平27条例138・令2条例70・令4条例29・一部改正）

区分		基本料金の料率	特定料金の料率	超過料金の料率
磐城工業用水道		13.20円	13.20円	26.40円
勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	8.70円	8.70円	17.40円
	いわき市南台以外の給水区域	4.80円	4.80円	9.60円
小名浜工業用水道		2.90円	2.90円	5.80円
相馬工業用水道		45.20円	45.20円	90.40円

別表第2（第26条関係）

（平9条例45・全改、平10条例31・平17条例123・平18条例44・平25条例39・平27条例138・令2条例70・令4条例29・一部改正）

区分		第10条第1項第1号に掲げる事由に係るもの	第10条第1項第2号に掲げる事由に係るもの
磐城工業用水道		1.33円	13.20円
勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.85円	8.70円
	いわき市南台以外の給水区域	1.74円	4.80円
小名浜工業用水道		0.56円	2.90円
相馬工業用水道		3.28円	45.20円

別表第3（第26条関係）

（平9条例45・全改、平10条例31・平17条例123・平18条例44・平25条例39・平27条例138・令2条例70・令4条例29・一部改正）

磐城工業用水道		1.33円
勿来工業用水道	いわき市南台の給水区域	2.85円
	いわき市南台以外の給水区域	1.74円
小名浜工業用水道		0.56円
相馬工業用水道		3.28円

附 則（昭和三七年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年条例第七六号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行し、この条例の施行の際現に行なわれている給水施設の設置に関する工事から適用する。

附 則（昭和三十九年条例第七五号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第二項の改正規定、第二十六条第一項各号列記以外の部分の改正規定中常磐第二配水管から供給する工業用水にかかる部分及び第三十一条第二項の改正規定は昭和三十九年三月一日から、第二十八条及び第二十八条の二第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年条例第一号）抄

1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年条例第六七号）

この条例は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で、企業管理規程で定める日から施行する。

（昭和三十九年企管規程第三号で昭和三十九年一月一〇日から施行）

附 則（昭和三十九年条例第四六号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

（福島県工業用水道条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第四条の規定による改正後の福島県工業用水道条例第二十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納期限が指定される同条に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年条例第二四号）

この条例は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において企業管理規程で定める日から施行する。

（昭和三十九年企管規程第七号で昭和三十九年七月三一日から施行）

附 則（昭和三十九年条例第七四号）

この条例は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四八年条例第七九号）

この条例は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年条例第二二号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年条例第三二号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年条例第二〇号）

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県工業用水道条例第二十八条(第二十八条の三及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、納期限がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である工業用水道料金に係る延滞金から適用し、納期限が施行日前である工業用水道料金に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年条例第二五号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第二五号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年条例第二五号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第六四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第三一号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第五三号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第三項及び第二十八条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年条例第三一号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第五七号）

この条例は、平成四年四月一日から移行する。

附 則（平成六年条例第四〇号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年条例第四五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年条例第三一号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第二七号）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例第二十三条第三項及び第二十八条の二第三項（これらの規定を第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十一年三月分以降の工業用水道料金及び量水器使用料について適用し、同年二月分以前の工業用水道料金及び量水器使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一五一号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第一二三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。
- （経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に福島県工業用水道条例第二十三条第一項の規定により納めるべきであった原町工業用水道に係る工業用水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年条例第四四号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三九号）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間は、改正後の福島県工業用水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一小名浜工業用水道の項中「2.80円」とあるのは「2.60円」と、「5.60円」とあるのは「5.20円」と、改正後の条例別表第二小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.50円」と、「2.80円」とあるのは「2.60円」と、改正後の条例別表第三小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは、「0.50円」とする。
- 3 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、改正後の条例別表第一小名浜工業用水道の項中「2.80円」とあるのは「2.70円」と、「5.60円」とあるのは「5.40円」とする。

円」と、改正後の条例別表第二小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは「0.52円」と、「2.80円」とあるのは「2.70円」と、改正後の条例別表第三小名浜工業用水道の項中「0.54円」とあるのは、「0.52円」とする。

附 則（平成二五年条例第一一五号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県工業用水道条例第二十三条第一項及び第二十八条の二第二項（これらの規定を第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十六年四月分以降の工業用水道料金及び量水器使用料について適用し、同年三月分以前の工業用水道料金及び量水器使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年条例第一三八号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第四四号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項（「百分の百八」を「百分の百十」に改める部分に限る。）及び第二十八条の二第二項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第七〇号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。  
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に福島県工業用水道条例第二十三条第一項又は第二十八条の二第一項の規定により納めるべきであった好間工業用水道に係る工業用水道料金又は量水器使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和五年条例第五五号）

この条例は、令和六年一月一日から施行する。

---

○利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抄）

昭和四十五年十月二十日

福島県条例第四十六号

（年当たりの割合の基礎となる日数）



第八条 第四条及び前条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金及び延滞利息の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。